

# 彩の国ロードサポート支援者制度要綱

## (目的)

第1条 この要綱は、彩の国ロードサポート制度実施要綱（以下「実施要綱」という。）により清掃美化活動を行う団体に対して、県以外の者が行う活動支援について必要な事項を定めるものである。

## (支援者の資格)

第2条 この要領による支援を行う者（以下「支援者」という。）は、実施要綱第2条第1項（2）に基づく美化活動に対して、花苗等の提供による支援（年間支援額が4万円相当額以上とする。）を行うことができる者とし、かつ、次の者を除くこととする。

- (1) 政治的団体
- (2) 宗教団体
- (3) 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和23年法律第122号）第2条第1項に規定する「風俗営業」その他これに類する業種の者

## (支援者認定手続き)

第3条 支援を行おうとする者は、彩の国ロードサポート支援申込書（様式第1号）を県土整備事務所（以下「県」という。）に提出する。

- 2 県は、申し込みの内容を審査し、支援先のロードサポート団体の了解が得られたときに、支援者として認定する。
- 3 県は、支援者を認定したときは、支援に関する確認書（様式第2号）を締結する。
- 4 県は、確認書が締結されたときは、支援者に認定書（様式第3号）を交付する。

## (支援の内容と方法)

第4条 県は、支援の内容と方法について、支援者及び支援先のロードサポート団体との調整を行うものとする。

## (表示板等について)

第5条 県は、支援者の希望がある場合に、現地に支援者の看板を設置するほか、支援者の社会貢献について広報に努めることとする。

## (支援報告について)

第6条 支援者は、毎年4月10日までに前年の4月1日から当年の3月31日までに行った支援の内容について支援報告書（様式第4号）を県に提出するものとする。

## (確認書の継続期間及び変更等)

第7条 確認書は、支援先のロードサポート団体が活動を継続し、かつ、支援者から認定内容の変更又は解除の申し出がない場合は継続するものとする。

- 2 支援者は、認定内容変更・解除届（様式第5号）により、県に支援の変更又は解除を申し出ることができる。
- 3 県は、支援者が確認書に規定する義務を履行できないとき、支援者としてふさわしくないと認められるときは、認定を解除することができる。
- 4 県は、支援者が3年以上にわたって支援報告書を提出しない場合、認定を解除することができる。
- 5 前項により県が認定を解除した場合、県は、解除通知書（別紙様式第6号）を送付する。
- 6 第4項により解除された者が再度認定を申し込む場合は、これを妨げない。

7 県は、認定を解除した支援者について、第5条による表示板を設置していた場合は、これを撤去する。

(送付物)

第8条 県は、支援者に対し、道路愛護及び道路清掃美化に資することの手紙等を送付することができる。

(その他)

第9条 この要綱に定めのない事項については、その都度、支援者及び県が協議して決定する。

附 則

この要綱は、平成19年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成21年3月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和2年3月1日から施行する。

## 彩の国ロードサポート制度活動支援申込書

年 月 日

(あて先)

埼玉県 県土整備事務所長

支援者 住 所  
氏 名  
電 話 番 号

彩の国ロードサポート支援者制度要綱第3条の規定により、次のとおり申し込みます。

支援先の団体	
支援先箇所 【県管理道路】	路線名 線
	から まで 約 m
支援内容 (予定)	
年間総支援額 (予定額)	円
表示板設置要望の有無	有 ・ 無

## 彩の国ロードサポート制度に関する確認書

(支援団体名) (以下「支援者」という。) 及び道路管理者埼玉県〇〇県土整備事務所長 (以下「県土整備事務所」という。) は、彩の国ロードサポート制度への活動支援に関し、次のとおり確認する。

### (活動支援区間)

第1条 この確認書に基づく活動支援区間は次のとおりとする。

県管理道路	県道	線 (一般国道	号)
区間	_____	から	
	_____	まで (約	m)

### (支援内容等)

第2条 支援者は、活動支援区間におけるボランティアの道路美化活動(花植え活動等)に対し、4月1日から翌年の3月31日までの期間に花苗等の提供を行うものとする。

### (提出書類)

第3条 支援者は、前年の4月1日から3月31日までの期間の支援内容について、4月10日までに報告書を県土整備事務所に提出するものとする。

### (支援方法の調整)

第4条 県土整備事務所は、支援内容に基づき、具体的な支援方法等について、支援者及びボランティア団体と調整を図るものとする。

### (表示板の設置)

第5条 県土整備事務所は、支援者の希望がある場合、ボランティア団体との確認後、支援者の名称等を記載した表示板を活動支援区間内に設置する。

### (確認書の期間)

第6条 この確認書は、支援者からの変更又は解除の申し出がない場合は、継続するものとする。ただし、支援者の活動が、この確認書その他法令に抵触する場合、または、趣旨と異なる活動を行うなど道路のサポート団体としてふさわしくないと認められる場合は、県土整備事務所は支援者の認定を取り消し、確認書を解除する。

### (その他)

第7条 この確認書に定めのない事項又は疑義が生じた場合は、支援者及び県土整備事務所が協議して解決するものとする。

年 月 日

(支援者) 住 所

氏 名

印

(県)

埼玉県〇〇県土整備事務所長

印

# 彩の国ロードサポート支援団体認定書

年 月 日

認定番号

様

埼玉県〇〇県土整備事務所長

この度は、彩の国ロードサポート団体に対する活動支援の申し出をいただき感謝申し上げます。

つきましては、貴団体を彩の国ロードサポート支援者制度要綱第3条の規定により、下記の団体の支援団体に認定します。

記

団体名

区 間

から

まで

(約 m)

支援内容

(花苗の提供 などと記入)

## 支 援 報 告 書

年 月 日

団 体 名 代表者氏名	(電話)
支援先団体名	
支援箇所	市(町・村) から まで

## 支援内容

支援実施日	支 援 内 容	支援に要した費用	備 考
年 月 日		円	
年 月 日		円	
年 月 日		円	
(例) 令和2年 11月14日	パンジー400株	40,000円	
【ご意見・ご要望】			

- (注) 1 報告書は、県土整備事務所に4月10日までに提出してください。  
2 彩の国ロードサポートについて、ご意見・ご要望をお聞かせください。

# 認定内容変更・解除届

年 月 日

(あて先)

埼玉県 県土整備事務所長

支援者 住所

氏名

電話番号

彩の国ロードサポート支援者制度要綱第7条の規定により、次のとおり認定内容の変更又は解除を申し出ます。

変更・解除の別	内 容
変更 ・ 解除	



# 彩の国ロードサポート支援者解除通知書

年 月 日

団体名

代表者名 様

埼玉県〇〇県土整備事務所長

彩の国ロードサポート支援者制度要綱第7条4の規定により、彩の国ロードサポート制度に係る認定を解除します。

なお、この解除は、貴団体の再登録を妨げるものではありません。